

〔有德院殿御實紀附錄十〕紅葉山のみくらに藏めらるゝ所の古新の地圖。古圖は寛永年中、新圖は元祿年中製する所なり。あるは諸國の城圖、家々の系譜をめして、ことごとく御覽ありしかば、世人聞つたへて、政の要領にみこゝろをもちひ玉ふ事を、おしはかり奉りしとかや。○中
すべて近郊に出させ玉ふ時は、かならず江戸地圖をもたらし玉へり、また日光山御まうでのとき、書物奉行等六國史類をもちて供奉する例なりしが、此御時よりとゞめられて、近きほとりの地圖のみもてまるべしと令せられしとなり、これ小事といへども、盛慮のほどおしてしるべきことになん。

〔落穂集追加十〕江戸大繪圖の事

一問曰、今時江戸大繪圖と申て世上にもてはやすは、何頃より出來致したる事にて候や、答曰、右大繪圖と申義、以前は無之候所に、嚴有院様家綱御代、西の年明暦三年、大火事已後、井伊掃部頭殿保科肥後守殿を初め、其外御老中方御寄合被成候て、御當地大繪圖と申物はなくては不叶事と有り、御相談にて伊豆守殿の御掛りとなり、北條阿波守殿に仕立被差上候様にと被仰付る、所に阿房守殿被申上候は、私儀只今の御役の事に候へば、御用多一圓手透きも無之、其上御城廻を初め、武家屋敷并町方共に小細にわり付、方角相違無之様に仕立申と有之は、たやすく出來可申義にては無之候、然る所に私御役儀に取り交へ、御繪圖に打掛り罷在候義は仕りがたく候間、餘人え被仰付被下候様にと達て御断りを被申上けれ共、外へ被仰付る、方も無之候間、下タ役人の義は幾人なり共、其元被申上次第可被仰付候間、右大繪圖方の總用として、世話被致候様にと有之に付、安房守殿御申上候は、然るに於ては、私身にのがれざる者に、久島傳兵衛と申者有之、只今門弟中の指南を致させ、私方に差置候、尤當分浪人に罷在候へば、御城内へ立入候義いかゞに候へ共、苦しからずとの思召にも御座候はゞ、此者に差圖仕り、私見代